

議案第88号

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第6条から第9条までの規定中「第22条」を「第22条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

特別養護老人ホームの運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(抄)

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。

(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第8条まで、第9条第1項、第11条から第22条 まで（第22条の2

11条第4項第1号イを除く。）、第23条第1項及び第24条から第31条まで並びに附則第2条、第3条第1項（設備運営基準第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハに係る部分に限る。）、第4条及び第6条から第8条まで

(2)-(3) 省 略

(施設長の責務)

第6条 特別養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2 から第22条 まで及び第24条から第31条までに係る部分並第22条の2

びに第4条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第7条 第3条から前条まで（第3条中設備運営基準第1条及び第12条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（設備運営基準第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第32条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項、第12条の2 から第14条まで、第18条、第20条から第22条 ま第22条の2

で、第23条第1項及び第26条から第31条までに定めるところによる。

2 第4条及び前条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第42条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、前条中「第3条」とあるのは「第7条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2 から第22条 まで及び第24条から第31条」とあるのは第22条の2

「第34条及び第36条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条 まで及び第22条の2

第26条から第31条」と、「第4条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

(地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第8条 第3条から前条まで(第3条中設備運営基準第1条及び附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム(設備運営基準第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第54条、第55条(第4項第1号イを除く。)、第56条から第58条まで並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第2条から第8条まで、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条 まで、第23条第1項、第24条から第29条まで及び第31条並びに介護保険法第22条の2

施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第4号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第10条の規定による改正前の設備運営基準第56条第12項に定めるところによる。

2 第4条から第6条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第59条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、第6条中「第3条」とあるのは「第8条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条 まで及び第24条から第31条まで」と第22条の2

あるのは「第57条及び第58条並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条 まで、第24条から第22条の2

第29条まで及び第31条」と、「第4条」とあるのは「第8条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第9条 第3条から前条まで(第3条中設備運営基準第1条及び附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分並びに前条第1項中設備運営基準第56条に係る部分及び平成27年改正省令附則第4条第4号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第10条の規定による改正前の設備運営基準第56条第12項に係る部分を除く。)の規

定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（設備運営基準第60条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第60条から第62条まで並びに設備運営基準第63条において準用する設備運営基準第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条 まで、第23条第1項、第26条から第29条まで、
第22条の2

第31条、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条に定めるところによる。

2 第4条及び第6条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第63条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、第6条中「第3条」とあるのは「第9条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条 まで及び第24条から第31条
第22条の2

まで」とあるのは「第62条並びに設備運営基準第63条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条 まで、第26条から
第22条の2

第29条まで、第31条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条」と、「第4条」とあるのは「第9条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。